

■ 地域計画の目的

官民協働による計画的で持続可能な文化財の保存・活用を目指します。文化財の保存・活用を通して地域活動を促進し、新たな地域コミュニティの創出や地域活性化の促進につなげます。

■ 地域計画の位置付け

文化財保護法第183条の3に基づき、市内の文化財の総合的な保存・活用に係るマスタープラン兼アクションプランとして作成し、「千葉県文化財保存活用大綱」、「千葉市基本構想」、「千葉市基本計画」との整合を図り、他の関連計画と連携、調整します。

■ 計画期間 令和8～14年度（7年間）

※令和7年12月に文化庁へ計画の認定を予定

■ 計画の章構成

※国の指針に沿って構成

序章

第1章 千葉市の概要

第2章 千葉市の文化財の概要

第3章 千葉市の歴史文化の特徴

第4章 計画の基本理念と基本方針

第5章 文化財の保存・活用に関する課題・方針

第6章 文化財の保存・活用に関する取組み

第7章 文化財の保存・活用の推進体制

■ 千葉市の概要

千葉県のほぼ中央部に位置し、面積は271.78km²。東京湾に面し、海際の埋立地から内陸部に市街地が広がり、その後背地には里山や谷津が残ります。人口は984,524人（令和6年8月現在）。平成4年に6つの行政区を有する政令指定都市となりました。

■ 千葉市の文化財の概要

令和6年6月現在

指定等文化財件数：113件 未指定文化財把握件数：4,960件

区分	種別		国指定	県指定	市指定	国登録	県登録	市登録	合計
有形文化財	建造物		0	3	6	6	0	1	16
	美術工芸品	絵画	1	7	0	0	0	0	8
		彫刻	0	3	16	0	0	0	19
		工芸品	3	4	3	0	0	0	10
		書跡・典籍	0	2	0	0	0	0	2
		古文書	0	1	2	0	0	2	5
		考古資料	0	2	7	0	0	0	9
		歴史資料	0	0	1	0	0	1	2
無形文化財		0	2	0	0	0	0	2	
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	0	1	0	0	0	1	
	無形の民俗文化財	0	2	1	0	0	4	7	
記念物	遺跡	※ 5	6	12	0	0	2	25	
	名勝地	0	0	1	0	0	0	1	
	動物・植物・地質鉱物	3	3	0	0	0	0	7	
文化的景観		0	－	－	－	－	－	0	
伝統的建造物群		0	－	－	－	－	－	0	
合計		※ 12	35	50	6	0	10	113	

※うち1件は特別史跡

文化財の保存技術	0	0	0	－	－	－	0
----------	---	---	---	---	---	---	---

■ 千葉市の歴史文化の特徴

① 陸と海がもたらした豊かな自然文化

- ・ 下総台地の平坦な地形がもたらす陸産資源と東京湾の海産資源に恵まれた自然環境
- ・ 陸と海を利用した交通の利便性
- ・ 千葉氏にはじまる千葉の地形を活かしたまちづくり
- ・ 谷津田、里山や屋敷林に囲まれた集落等の田園風景、農業

② 地域文化の中継地

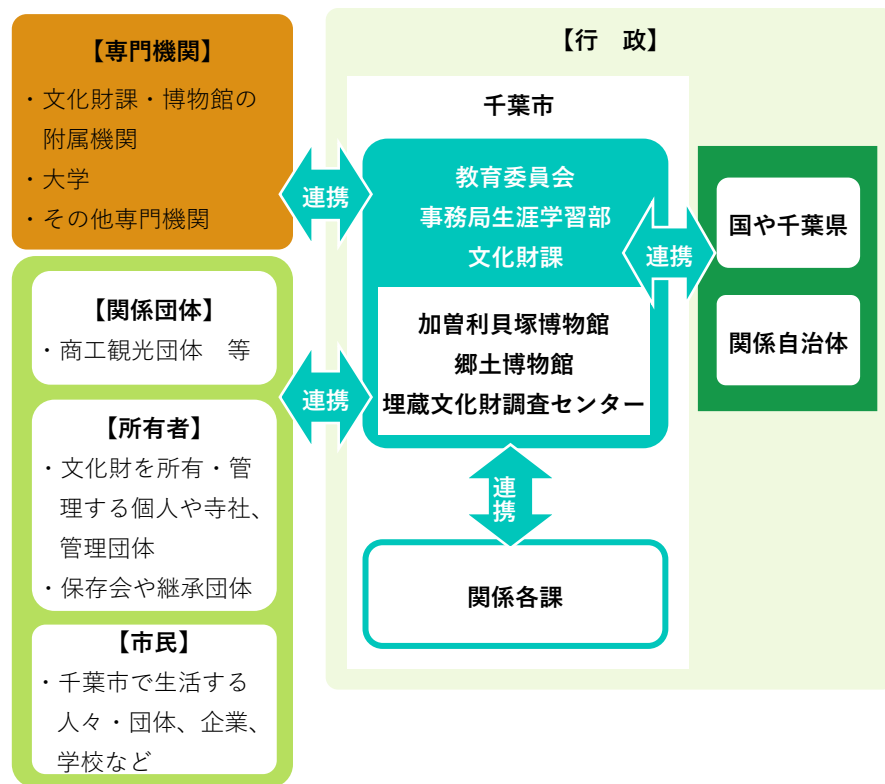
- ・ 海上交通の拠点：中世の結城浦（千葉湊）、近世以降も江戸とのつながりをもつ湊が発展
- ・ 房総各地へつながる陸上交通
- ・ 「陸」と「海」の結節点→千葉市が上総・下総の中心地に

③ 生活の中の祈りと信仰

- ・ 海産資源を活かした生業と、埋立て以降も続く、海にまつわる祭礼

■ 文化財の保存・活用の推進体制

国や千葉県、関係自治体といった行政、専門機関、関係団体、文化財所有者や市民といった、多様な主体と連携して行っています。

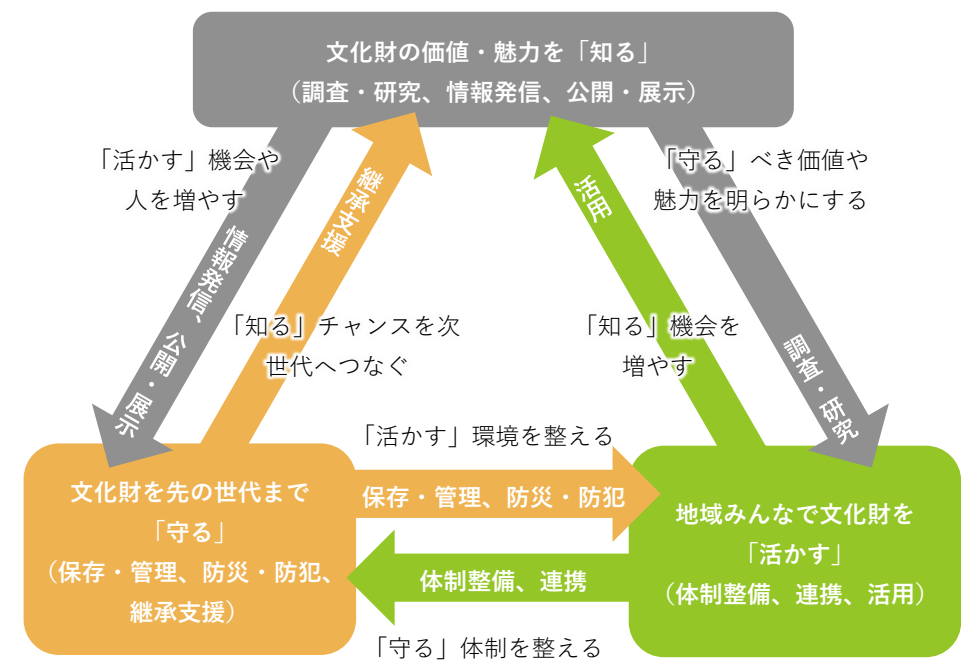


計画の進捗管理と自己評価の方法

文化財保存活用協議会において、本計画の進捗状況の報告を行い、取組みに対する課題点を把握し、適切な対策を検討していきます。

■ 計画の基本理念と基本方針

これまでも文化財を対象に調査、研究、博物館公開等での活用等の取り組みを実施してきました。本計画では、これまでの取り組みを継続すると共に、市民が文化財の価値や魅力を知り、郷土の誇りとして愛着を持つことで、地域の遺産を地域が一体となって守っていくことを目指します。



文化財の価値・魅力を「知る」

どこにどんな文化財があるのかを「知る」、そして個々の文化財の価値や魅力を「知る」ことが必要です。そのために現状把握を行い、個々の文化財の「守る」べき価値や魅力を明らかにします。その成果を様々な媒体で幅広く情報発信し、公開・展示によって多くの人が「知る」ことで、地域の中で「活かす」機会や人を増やしていきます。

地域みんなで文化財を「活かす」

「知る」ことができた文化財に、郷土の誇りとして愛着を持ち、文化財を通じて千葉市を好きになってもらうための取り組みを行います。文化財を観光やまちづくり、教育に「活かす」ことで、文化財を「知る」機会を増やしていきます。そのためには、千葉市の体制整備を進め、文化財に関わる多様な主体との連携を強化していくことが重要です。これは文化財を「守る」体制を整えることにもつながります。

文化財を先の世代まで「守る」

愛着を持った地域の宝である文化財を、防災・防犯も含めた適切な保存・管理、継承者の支援を通じて、先の世代まで守り伝えていく取り組みを行います。防災・防犯も含めた適切な保存・管理によって「守る」ことで、地域資源として文化財を「活かす」環境を整えます。また、文化財所有者や管理団体、保存団体が文化財を「守り」、継承するための支援を強化することで、文化財を「知る」チャンスを次世代へつないでいきます。